

専決処分の承認について

秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので承認を求める。

平成 29 年 6 月 8 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

子ども・子育て支援法施行令の一部改正により、秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部を早急に改正する必要があるため、地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定に基づいて専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであります。



専 決 処 分 書

秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部を改正することについて、  
地方自治法第179条第1項本文の規定により市長において別紙のとおり専決  
処分する。

平成29年3月31日

秦野市長 古谷 義幸



理由

子ども・子育て支援法施行令の一部改正により、次に掲げる特例措置を拡充  
することについて早急に対応する必要があるため、改正する。

- (1) 年収約360万円未満相当のひとり親世帯等の第1子に係る保育料の上  
限を3,000円とすること。
- (2) 市町村民税均等割額のみが課税される世帯の第2子に係る保育料を無償  
とすること。

秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部を改正する条例

秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例（昭和30年秦野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表備考5に次のただし書を加える。

ただし、市町村民税所得割額が課税される世帯（その額が48,600円以上の世帯に限る。）のうち、備考4各号のいずれかに該当する世帯の保育料は、3,000円とする。

別表備考7中「、備考5及び備考6」を「及び備考5から備考7まで」に改め、同表備考7を同表備考8とし、同表備考6中「市町村民税均等割額のみが課税される世帯及び」及び「（園児の保護者に監護される者その他これに準じる者として規則で定める者であって、園児の保護者と生計を一つにしているものをいう。以下同じ。）」を削り、同表備考6を同表備考7とし、同表備考5の次に次のように加える。

6 備考3の規定にかかわらず、市町村民税均等割額のみが課税される世帯に2名以上の特定被監護者等（園児の保護者に監護される者その他これに準じる者として規則で定める者であって、園児の保護者と生計を一つにしているものをいう。以下同じ。）がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から2人目以降の特定被監護者等に係る保育料は、徴収しない。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第35号 秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
(略)	(略)
<p>備考</p> <p>1-4 (略)</p> <p>5 市町村民税所得割額が課税される世帯（その額が77,101円未満の世帯に限る。）のうち、備考4各号のいずれかに該当する世帯の保育料は、この表の額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。<u>ただし、市町村民税所得割額が課税される世帯（その額が48,600円以上の世帯に限る。）のうち、備考4各号のいずれかに該当する世帯の保育料は、3,000円とする。</u></p> <p>6 <u>備考3の規定にかかわらず、市町村民税均等割額のみが課税される世帯に2名以上の特定被監護者等（園児の保護者に監護される者その他これに準じる者として規則で定める者であって、園児の保護者と生計を一つにしているものをいう。以下同じ。）がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から2人目以降の特定被監護者等に係る保育料は、徴収しない。</u></p>	<p>備考</p> <p>1-4 (略)</p> <p>5 市町村民税所得割額が課税される世帯（その額が77,101円未満の世帯に限る。）のうち、備考4各号のいずれかに該当する世帯の保育料は、この表の額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p>

7 備考3の規定にかかわらず、市町村民税所得割額が課税される世帯（その額が77,101円未満の世帯に限る。）に2名以上の特定被監護者等がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から2人目の特定被監護者等に係る保育料は、この表の額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、年齢の高い順から3人目以降の特定被監護者等に係る保育料は、徴収しない。

8 備考3及び備考5から備考7までの規定にかかわらず、市町村民税所得割額が課税される世帯（その額が77,101円未満の世帯に限る。）のうち、備考4各号のいずれかに該当する世帯に2名以上の特定被監護者等がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から2人目以降の特定被監護者等に係る保育料は、徴収しない。

6 備考3の規定にかかわらず、市町村民税均等割額のみが課税される世帯及び市町村民税所得割額が課税される世帯（その額が77,101円未満の世帯に限る。）に2名以上の特定被監護者等（園児の保護者に監護される者その他これに準じる者として規則で定める者であって、園児の保護者と生計を一つにしているものをいう。以下同じ。）がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から2人目の特定被監護者等に係る保育料は、この表の額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、年齢の高い順から3人目以降の特定被監護者等に係る保育料は、徴収しない。

7 備考3、備考5及び備考6の規定にかかわらず、市町村民税所得割額が課税される世帯（その額が77,101円未満の世帯に限る。）のうち、備考4各号のいずれかに該当する世帯に2名以上の特定被監護者等がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から2人目以降の特定被監護者等に係る保育料は、徴収しない。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

専決処分（秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部を改正する条例）  
の承認について

1 改正の内容

- (1) 年収約360万円未満相当（市町村民税所得割額77,101円未満）のひとり親世帯等の第1子に係る保育料の上限を3,000円とする。
- (2) 市町村民税均等割額のみが課税される世帯の第2子に係る保育料を無償とする。

2 料金表

改正後		世帯等の区分	入園料	保育料						多子の判定方法
				第1子		第2子		第3子		
				一般	ひとり親世帯等	一般	ひとり親世帯等	一般	ひとり親世帯等	
生活保護		市町村民税非課税 市町村民税均等割額のみ課税	0円	0円	0円	0円	0円	0円	年齢制限無し	
市町村民税均等割額のみ課税				3,000円	0円	<u>0円</u>				
市町村民税所得割額				48,600円未満	5,000円	2,500円				2,500円
		54,000円未満	6,400円	<u>3,000円</u>	3,200円					
		62,000円未満	7,300円	<u>3,000円</u>	3,600円					
		71,000円未満	9,000円	<u>3,000円</u>	4,500円					
		77,101円未満	9,800円	<u>3,000円</u>	4,900円					
		77,101円以上	9,800円	4,900円	4,900円	4,900円	4,900円	年齢制限有り (小学校3年生以下が対象)		

改正前		世帯等の区分	入園料	保育料						多子の判定方法
				第1子		第2子		第3子		
				一般	ひとり親世帯等	一般	ひとり親世帯等	一般	ひとり親世帯等	
生活保護		市町村民税非課税 市町村民税均等割額のみ課税	0円	0円	0円	0円	0円	0円	年齢制限無し	
市町村民税均等割額のみ課税				3,000円	0円	<u>1,500円</u>				
市町村民税所得割額				48,600円未満	5,000円	2,500円				2,500円
		54,000円未満	6,400円	<u>3,200円</u>	3,200円					
		62,000円未満	7,300円	<u>3,600円</u>	3,600円					
		71,000円未満	9,000円	<u>4,500円</u>	4,500円					
		77,101円未満	9,800円	<u>4,900円</u>	4,900円					
		77,101円以上	9,800円	4,900円	4,900円	4,900円	4,900円	年齢制限有り (小学校3年生以下が対象)		